

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当る日に休むときは、  
翌日の翌日)

(第三種郵便物認可) 第36号 (号外)

鳥取県公報

昭和52年4月30日 土曜日

目次  
◇告 示 昭和五十二年鳥取県一般会計予算等

## 告 示

### 鳥取県告示第三百三十九号

昭和五十二年二月定例県議会で三月二十六日議決された昭和五十二年鳥取県一般会計予算、昭和五十二年鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、昭和五十二年鳥取県収入証紙特別会計予算、昭和五十二年鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和五十二年鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算、昭和五十二年鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、昭和五十二年鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、昭和五十二年鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計予算、昭和五十二年鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算、昭和五十二年鳥取県営林事業特別会計予算、昭和五十二年鳥取県営管境港水産施設事業特別会計予算、昭和五十二年鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計予算、昭和五十二年鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計予算、昭和五十二年鳥取県赤山大山有料道路事業特別会計予算、昭和五十二年鳥取県営管駐車場事業特別会計予算、昭和五十二年鳥取県立学校農業実習特別会計予算、昭和五十二年鳥取県立学校水産実習船実習特別会計予算、昭和五十二年鳥取県管電気事業会計予算、昭和五十二年鳥取県管工業用水道事業会計予算、昭和五十二年鳥取県管立事業会計予算、昭和五十二年鳥取県観光施設事業会計予算及び昭和五十二年鳥取県管病院事業会計予算は、次のとおりである。

昭和五十二年鳥取県一般会計予算  
昭和52年度鳥取県一般会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)  
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ154,700,000千円と定める。  
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。  
(繰越費)  
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による繰越費の総額及び年割額は、「第2表繰越費」による。  
(債務負担行為)  
第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすること

鳥取県知事 平 林 鴻 三

ができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第280条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第285条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額 千円
1 県 税		18,292,307
	1 県 民 税	4,119,098
	2 事 業 税	4,211,314
	3 不 動 産 取 得 税	884,762

	4 県 民 課 税	944,636
	5 娯 楽 施 設 利 用 税	216,023
	6 料 理 飲 食 等 消 費 税	2,224,302
	7 自 動 車 税	2,914,953
	8 銃 区 税	3,880
	9 狩 猟 免 許 税	27,412
	10 自 動 車 取 得 税	1,154,201
	11 軽 油 引 取 税	1,569,552
	12 入 猟 税	22,174
2 地 方 議 与 税		1,808,045
	1 地 方 道 路 議 与 税	1,657,095
	2 石 油 ガ ス 議 与 税	150,950
3 地 方 交 付 税		43,606,852
	1 地 方 交 付 税	43,606,852
4 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		250,653
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	250,653

5 分担金及び負担金	1 分担金	2,649,458
	2 負担金	1,132,530
6 使用料及び手数料	1 使用料	1,779,224
	2 手数料	1,370,423
	3 手数料	408,801
7 国庫支出金	1 国庫負担金	51,705,932
	2 国庫補助金	17,716,158
	3 委託金	33,503,762
8 財産収入	1 財産運用収入	486,012
	2 財産売却収入	87,573
9 寄附金	1 寄附金	3,060,457
	2 寄附金	106,887
10 繰入金		2,972,884
		106,887
		106,887
		786,098

11 繰越金	1 特別会計繰入金	176,098
	2 基金繰入金	610,000
12 諸収入	1 繰越金	100,000
	2 延滞金、加算金及び過料	100,000
13 県債	1 県債	17,276,087
	2 県預金利子	64,174
	3 公営企業貸付金元利収入	164,625
14 歳入合計	4 貸付金元利収入	2,519,396
	5 受託事業収入	13,149,488
15 歳入合計	6 収益事業収入	355,480
	7 雑収入	45,000
		977,924
		13,278,000
		13,278,000
		13,278,000
		154,700,000

歳出

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	482,351
	2 総務費	7,346,483
2 民生費	1 総務管理費	4,644,455
	2 企画費	336,054
	3 徴税費	1,018,815
	4 市町村振興費	638,270
	5 選挙費	286,839
	6 防災費	78,708
	7 統計調査費	192,444
	8 人事委員会費	74,262
	9 監査委員費	76,636
3 民生費	1 社会福祉費	9,958,148
		4,012,088

4 衛生費	2 児童福祉費	3,689,688
	3 生活保護費	2,246,090
	4 災害救助費	10,282
		7,213,468
5 労働費	1 公衆衛生費	2,008,346
	2 環境衛生費	330,069
	3 保健所費	1,474,814
	4 医薬費	3,400,239
6 農林水産業費		893,602
	1 労働政費	247,582
	2 職業訓練費	369,289
	3 失業対策費	205,010
	4 労働委員会費	71,721
		25,491,579
	1 農業費	7,781,062
	2 畜産業費	1,577,394

7 商 工 費	3 農 地 費	10,224,724	10 教 育 費	2 警 察 活 動 費	805,265
	4 林 業 費	4,261,185		1 教 育 総 務 費	37,149,622
	5 水 産 業 費	1,647,264		2 小 学 校 費	2,242,530
	1 商 業 費	14,580,593		3 中 学 校 費	13,597,124
	2 工 敏 業 費	5,851,962		4 高 等 学 校 費	7,288,239
8 土 木 費	3 観 光 費	8,634,414	5 特 殊 学 校 費	9,610,426	
	1 土 木 管 理 費	44,217	6 社 会 教 育 費	2,375,665	
	2 道 路 橋 り よ う 費	34,841,867	7 保 健 体 育 費	1,247,914	
	3 河 川 海 岸 費	220,790	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	787,724	
	4 港 湾 費	12,687,946	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,601,912	
	5 都 市 計 画 費	6,824,478	1 公 債 費	719,144	
	6 住 宅 費	4,665,934	1 公 營 企 業 支 出 金	2,882,768	
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	8,170,156	12 公 債 費	5,337,081	
		2,272,563	13 諸 支 出 金	5,337,081	
		6,744,773		1,038,521	
		5,939,508		186,658	

14 子 備 費	費	2 娯楽施設利用税交付金	84,319
		3 自動車取得税交付金	767,544
	1 子 備 費	70,000	
合 計			154,700,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額 千円	年度 52	年割額 千円
10	教育費	6 社会教育費	530,456	53	372,848
		大山青年の家建設費			157,608

第3表 債務負担行為  
新 規

事 項	期 間	限 度	額 千円
こどもの国児童遊園 施設整備資金元利償 還補助金	昭和52年度から昭和67 年度まで		112,889
保母修学資金貸付金	昭和52年度から昭和53 年度まで		8,640

看護学生等修学資金 貸付金	昭和52年度から昭和55 年度まで	22,596
中小企業設備貸与事 業に関する損失補償	昭和52年度から昭和64 年度まで	財団法人鳥取県中小企業振興公社 が中小企業近代化資金等助成法（ 昭和31年法律第115号）に基づい て、中小企業者に貸与するための 設備総額200,000千円の45パーセ ントに相当する金額を限度とし て、当該設備の貸与にかかる未収 債権の回収不能により生じた損失 金額
米子勤労総合福祉セ ンター土地賃貸借料	昭和52年度から昭和61 年度まで	19,197
農村青年経営安定資 金利子補給	昭和52年度から昭和59 年度まで	昭和52年度に貸し付ける農業改良 資金（農業後継者育成資金のうち 部門経営開始資金）129,000千円 に対する昭和54年度から昭和55年 度までの約定償還金にあつては、 鳥取県信用農業協同組合連合 会が同資金の借受者に約定償還金 に相当する範囲内で貸付けを行な つた額の各年度の融資残高の4.25

野菜価格安定対策事業補助	昭和52年度	127,687	1/100に相当する金額
移住者営農資金利子補給	昭和52年度から昭和61年度まで	融資総額2,000千円を限度とし、各年度の融資残高の2/100に相当する金額	
財団法人鳥取県造林公社借入金損失補償	昭和52年度から損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	融資元本537,961千円について損失補償契約に定める最終償還期限到来後10か月を経過した日において農林漁業金融公庫が弁済を受けることができなかつた元利合計額(損失補償契約に定める遅延損害金を含む。)に相当する金額	
乾しいたけ価格安定対策事業補助	昭和52年度	16,467	
漁業近代化資金利子補給	昭和52年度から昭和68年度まで	融資総額600,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4/100に相当する金額	
野菜流通安定対策事業補助	昭和52年度	4,941	
農業近代化資金利子	昭和52年度から昭和72	融資総額7,200,000千円を限度と	

補給	年度まで	19,000	し、各年度の融資残高の4.5/100に相当する金額
農業近代化推進資金利子補給	昭和52年度から昭和58年度まで	融資総額1,100,000千円を限度とし、各年度の融資残高の2.5/100に相当する金額	
県単土地改良事業費補助金	昭和52年度から昭和53年度まで	19,000	
果樹災害対策利子補給	昭和52年度から昭和53年度まで	昭和52年度における果樹災害について、鳥取県果実農業協同組合連合会及び鳥取県経済農業協同組合連合会が2,853千円以内で行なう利子補給額の1/8に相当する金額	
漁業経営維持安定資金利子補給	昭和52年度から昭和59年度まで	融資総額100,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4.5/100に相当する金額	
県単林道事業費補助金	昭和52年度から昭和53年度まで	3,000	
漁港管理費	昭和52年度から昭和53年度まで	2,000	
単県道路改良工事	昭和52年度から昭和53年度まで	93,000	

単県舗装新設工事	昭和52年度から昭和53年度まで	61,000
単県橋りょう架換工事	昭和52年度から昭和53年度まで	20,000
単県舗装補修工事	昭和52年度から昭和53年度まで	64,000
一般国道179号道路改良(人形トンネル)工事	昭和52年度から昭和56年度まで	3,487,000
警察職員住宅賃貸借料	昭和52年度から昭和66年度まで	当該物件を取得するために要した資金の元利償還金に相当する金額94,968千円並びに同物件にかかる公租公課及び火災保険料に相当する金額の合計額
育英奨学生貸付金	昭和52年度から昭和59年度まで	62,712

変更

補正前	補正後
事項	事項
期 間	期 間
限度額	限度額
盲聾学校整備費 昭和51年度から昭和52年度まで	盲聾学校整備費 昭和51年度から昭和53年度まで
千円 26,300	千円 733,885

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
計画調査費	千円 12,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができ	10以内%	借入年度から1年すえ置き、以後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。
精神薄弱者援護施設費	30,000	同上	同上	同上
盲ろうあ児施設費	184,000	同上	同上	同上
環境保全費	24,000	同上	同上	同上



保健所費	30,000	同	上	同上	同	上
鳥取保健所改築費	177,000	同	上	同上	同	上
農業関係試験場整備費	90,000	同	上	同上	同	上
畜産振興費	54,000	同	上	同上	同	上
中小家畜試験場費	70,000	同	上	同上	同	上
土地改良費	1,575,000	同	上	同上	同	上
開墾及び開拓事業費	31,000	同	上	同上	同	上
治山費	332,000	同	上	同上	同	上
林道費	192,000	同	上	同上	同	上
漁港建設費	297,000	同	上	同上	同	上
沿岸漁場整備開充費	60,000	同	上	同上	同	上
中小企業振興費	947,000	同	上	同上	同	上
工業試験場整備費	211,000	同	上	同上	同	上
食品加工研究所整備費	258,000	同	上	同上	同	上
道路新設改良費	30,000	同	上	同上	同	上
河川改良費	1,178,000	同	上	同上	同	上

海岸保全費	62,000	同	上	同上	同	上
砂防費	829,000	同	上	同上	同	上
港湾建設費	613,000	同	上	同上	同	上
港湾公頭用地造成費	169,000	同	上	同上	同	上
街路事業費	275,000	同	上	同上	同	上
都市開発事業費	1,297,000	同	上	同上	同	上
公園費	285,000	同	上	同上	同	上
下水道費	103,000	同	上	同上	同	上
公営住宅建設事業費	855,000	同	上	同上	同	上
警察施設費	55,000	同	上	同上	同	上
交通指導取締費	47,000	同	上	同上	同	上
高等学校整備備費	147,000	同	上	同上	同	上
高等学校校地整備費	31,000	同	上	同上	同	上
産業教育振興費	33,000	同	上	同上	同	上
盲聾学校整備備費	436,000	同	上	同上	同	上
養護学校整備備費	59,000	同	上	同上	同	上

米子図書館建設費	168,000	同	上	同上	同	上
大山青年の家建設費	103,000	同	上	同上	同	上
治山施設災害復旧費	46,000	同	上	同上	同	上
漁港施設災害復旧費	6,000	同	上	同上	同	上
建設災害復旧費	827,000	同	上	同上	同	上
港湾災害復旧費	10,000	同	上	同上	同	上
直轄道路事業費	366,000	同	上	同上	同	上
直轄河川事業費	322,000	同	上	同上	同	上
直轄海岸保全事業費	72,000	同	上	同上	同	上
直轄砂防事業費	89,000	同	上	同上	同	上
直轄港湾事業費	126,000	同	上	同上	同	上
直轄災害復旧費	65,000	同	上	同上	同	上
自然保護対策費	430,000	記名式利札付交付公債(証券)発行の方法による。	同上	同上	交付公債(証券)の発行年度から2年すえ置き、以後8年度間に支払うものとする。	同上
計	13,708,000					

昭和52年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

昭和52年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ288,021千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額	千円
1 事業収入	1 用品調達事業収入	119,083	282,999
	2 自動車管理事業収入	14,220	
	3 集中管理事業収入	149,696	
2 財産収入	1 財産売却収入	640	640
3 繰越金	1 繰越金	4,381	4,381
4 諸収入			1

歳入	1 雑	入	1
	合計		288,021

歳出	款	項	金額	
			千円	円
1 事業費		1 用品調達事業費	116,475	
		2 自動車管理事業費	14,862	
		3 集中管理事業費	149,696	
2 諸支出金		1 繰出金	1,780	
		合計	1,780	
3 予備費		1 予備費	5,208	
		合計	5,208	
		合計	288,021	

昭和52年度鳥取県収入証紙特別会計予算

昭和52年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,961,818千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額	
			千円	円
1 証紙収入		1 証紙収入	1,932,065	
		合計	1,932,065	
2 繰越金		1 繰越金	29,753	
		合計	29,753	
		合計	1,961,818	

歳出	款	項	金額	
			千円	円
1 一般会計繰出金		1 一般会計繰出金	1,926,285	
		合計	1,926,285	
2 諸支出金		1 償還金	1	
		合計	1	
3 予備費		1 償還金	35,532	
		合計	35,532	

歳 出	1 予 備 費	35,582
	合 計	1,961,818

昭和52年度鳥取県母子福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和52年度鳥取県の母子福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72,568千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)  
 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)  
 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金			千円 18,650

歳 入	1 国 庫 貸 付 金	18,650
	2 繰 入 金	10,507
歳 出	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,507
	3 繰 越 金	1
歳 入	1 貸 付 金 元 利 收 入	43,356
	2 雑 入	54
歳 入 合 計		72,568

歳 出	款	項	金 額
1 母子福祉資金貸付事業費			千円 72,568
		1 母子福祉資金貸付事業費	72,568
歳 出 合 計			72,568

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修学資金貸付金	昭和52年度から昭和56年度まで	千円 43,992

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子福祉資金貸付金	千円 18,650	政府の定める方法による。	% 無利子	母子福祉法(昭和39年法律第129号)第14条第2項に定める方法による。
計	18,650			

昭和52年度鳥取県寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

昭和52年度鳥取県の寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47,876千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金	1 一般会計繰入金	千円 19,746
	2 繰 越 金	1
2 繰 越 金	1 繰 越 金	1
	1 貸付金元利収入	28,097
	2 雑 入	32
3 諸 収 入		28,129
歳 入 合 計		47,876

歳 出

款	項	金 額
1 寡婦福祉資金貸付事業費	1 寡婦福祉資金貸付事業費	千円 47,876
	歳 出 合 計	47,876

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修学資金貸付金	昭和52年度から昭和55年度まで	千円 7,488

昭和52年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

昭和52年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,788,220千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 26,480
	1 国 庫 補 助 金	26,480

2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金		1,391,911
	1 繰 越 金		61,538
4 諸 収 入	1 県 預 金 利 子		860,481
	2 貸 付 金 元 利 収 入		2,630
5 県 債	1 県 債		2,447,810
	合 計		4,788,220

歳 出

款	項	金 額	
1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 事 業	1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 事 業		千円 4,788,220
	合 計		4,788,220

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	2,447,810 千円	中小企業振興事業団の定める方法による。	4.1%	中小企業振興事業団業務方法書に基づき都道府県に対する資金貸付率別第5条に定める方法による。
計	2,447,810			

昭和52年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算

昭和52年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ561,907千円と定める。
- 第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1 国庫支出金		108,925 千円
	1 国庫補助金	108,925

歳入		
繰上	歳入	金額
2 繰上	1 一般会計繰入金	72,369
3 繰上	1 繰上金	38,012
4 諸収入	1 貸付金元利収入	342,601
	2 県預金利子	1
	3 雑収入	1
	合計	561,907
歳出		
款	項	金額
1 農業改良資金貸付事業費		561,907
	1 農業改良資金貸付事業費	561,907
	合計	561,907

昭和52年度鳥取県畜産経営特別資金助成事業特別会計予算

昭和52年度鳥取県の畜産経営特別資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,826千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金額 千円
1 繰 入	1 一般会計繰入金	6,728
	繰入金	18,097
2 繰 越 金	1 繰 越 金	18,097
	繰入金	1
3 諸 収 入	1 雑 入	1
	合 計	24,826

歳 出

款	項	金額 千円
1 畜産経営特別資金助成事業	1 肉用牛肥育経営安定特別資金融通助成事業費	24,826
	合 計	24,826

昭和52年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計予算

昭和52年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,827千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金額 千円
1 国 庫 支 出 金	1 国 庫 補 助 金	39,693
	繰入金	20,304



歳 入	合 計	1 一般会計繰入金	20,304
		3 繰越金	89
歳 出	合 計	1 繰越金	89
		4 諸収入	1,741
		1 貸付金元利収入	1,740
		2 雑収入	1
		合 計	61,827

歳 出	款	項	金 額
1 林業改善資金貸付事業費			61,827
		1 林業改善資金貸付事業費	61,827
		合 計	61,827

昭和52年度鳥取県営林事業特別会計予算  
 昭和52年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ265,225千円と定める。  
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
 歳 入

1 財 産 収 入	項	金 額
2 財 産 運 用 収 入	1 財 産 売 払 収 入	43,674
		2 財 産 運 用 収 入
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	54,639
		3 繰 越 金
3 繰 越 金	1 繰 越 金	27,405
		4 諸 収 入
4 諸 収 入	1 受 託 事 業 収 入	5,393

		雑	入	27,118		
5 県	債	1 県				
		債	107,000			
歳 入		合 計	265,225			
歳 出						
1 県	営 林 事 業 費	1 職 員 費			71,915	
		2 造 林 事 業 費			14,000	
		3 保 育 事 業 費			141,292	
		4 旭 分 事 業 費			1,444	
		5 公有林野分収造林事業費			425	
		6 管 理 事 業 費			21,190	
		2 公 債 費			14,959	
		1 公 債 費			14,959	
		歳 出		合 計	265,225	

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起 債 の 方 法	利率 % 10以 内	償 還 の 方 法
県営林事業費	107,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができ		借入年度から20年すえ置き、以後10年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。
計	107,000			

昭和52年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算

昭和52年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ447,058千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により

起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金額 千円
1 使用料及び手数料		108,811
	1 使用料	108,811
2 国庫支出金		112,083
	1 国庫補助金	112,083
3 繰越金		68,300
	1 繰越金	68,300
4 諸収入		6,864
	1 雑収入	6,864
5 県債		151,000
	1 県債	151,000
歳入	合計	447,058

歳 出

款	項	金額 千円
1 事業費		418,364
	1 事業費	84,864
	2 水産物産地流通加工センター形成補正整備事業費	219,070
	3 沿岸漁業構造改善事業費	114,430
2 公債費		28,694
	1 公債費	28,694
歳出	合計	447,058

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
県営境港水産施設事業費	151,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以下	借入年度から1年ずえ置き、以後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは償換えすることができるものと

計	151,000	する。
---	---------	-----

昭和52年度鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計予算

昭和52年度鳥取県の有料道路大山環状道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56,036千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 事 業 収 入	1 事 業 収 入	56,000
	1 雑 入	35
2 繰 越 金	1 繰 越 金	1
	1 雑 入	35
3 諸 収 入	1 雑 入	35

歳 入 合 計	56,036
---------	--------

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 費	有料道路大山環状道路費	41,396
	1 有料道路大山環状道路費	41,396
2 公 債 費	1 公 債 費	14,640
	合 計	56,036

昭和52年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計予算

昭和52年度鳥取県の有料道路三朝高原道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,992千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 事業収入		1 事業収入	15,300
		1 事業収入	15,300
2 繰入金		1 一般会計繰入金	13,625
		1 一般会計繰入金	13,625
3 繰越金		1 繰越金	1
		1 繰越金	1
4 雑収入		1 雑収入	66
		1 雑収入	66
歳入合計			28,992
歳出			
1 有料道路三朝高原道路費	1 有料道路三朝高原道路費	1 有料道路三朝高原道路費	9,832
		1 有料道路三朝高原道路費	9,832
2 公債費		1 公債費	19,160
		1 公債費	19,160

歳出	1 公債費	金額
歳出合計	19,160	28,992

昭和52年度鳥取県赤山大山有料道路事業特別会計予算

昭和52年度鳥取県の赤山大山有料道路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,995千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額
1 雑収入		1 雑収入	12,995
		1 雑収入	12,995
歳入合計			12,995

歳出	款	項	金額 千円
1 公債費	1 公債費		12,995
		合計	12,995

昭和52年度鳥取県営駐車場事業特別会計予算

昭和52年度鳥取県の県営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ106,384千円と定める。
  - 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
- 第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金額 千円
1 事業収入	1 事業収入	32,311
	合計	74,014

歳入	款	項	金額 千円
3 繰入金	1 繰入金		3
		合計	3
4 諸収入	1 雑収入		56
		合計	56
合計			106,384

歳 出

款	項	金額 千円
1 県営駐車場事業費	1 県営駐車場管理費	106,384
		合計

昭和52年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算

昭和52年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,886千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入

款	項	金額
1 財 産 収 入		100,880
	1 財 産 売 払 収 入	100,880
2 繰 越 金		1,957
	1 繰 越 金	1,957
3 諸 収 入		49
	1 雑 収 入	49
歳 入	合 計	102,886

歳 出

款	項	金額
1 県立学校農業実習費		102,886
	1 県立学校農業実習費	102,886
歳 出	合 計	102,886

昭和52年度鳥取県県立学校水産実習船実習特別会計予算

昭和52年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ211,221千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 歳 入

款	項	金額
1 国 庫 支 出 金		91
	1 国 庫 委 託 金	91
2 財 産 収 入		93,600
	1 財 産 売 払 収 入	93,600
3 繰 越 金		117,530
	1 一 般 会 計 繰 入 金	117,530
歳 入	合 計	211,221

歳 出	款	項	金 額
1	県立学校水産実習船実習費		211,221
		1 県立学校水産実習船実習費	211,221
歳 出 合 計			211,221

昭和52年度鳥取県電気事業会計予算

(総則)

第1条 昭和52年度鳥取県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 112,008,000KWH
- (2) 袋川発電所調査費 500千円
- (3) 佐治発電所調査費 245千円
- (4) 若桜発電所調査費 255千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 電気事業収益 583,539千円
- 第1項 営業収益 581,137千円

第2項 営業外収益 2,402千円

支 出

- 第1款 電気事業費 558,162千円
- 第1項 営業費用 423,622千円
- 第2項 営業外費用 134,540千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額108,404千円は当年度分損益勘定留保資金100,020千円及び繰越利益剰余金処分額8,384千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 361千円

第1項 固定資産売却代金 1千円

第2項 投資償還金 360千円

支 出

第1款 資本的支出 108,765千円

第1項 建設改良費 2,400千円

第2項 企業償還金 106,365千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の



議決を経なければならぬ。

- (1) 職員給与費 261,497千円
- (2) 交際費 420千円

(利益剰余金の処分)  
第7条 繰越利益剰余金のうち、8,384千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金
- (たな卸資産購入限度額)
- 第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

昭和52年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 昭和52年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間給水量 19,617,500立方メートル
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 工業用水道事業収益	236,166千円
第1項 営業収益	200,542千円
第2項 営業外収益	35,624千円

支出

- 第1款 工業用水道事業費 209,378千円
- 第1項 営業費用 141,378千円
- 第2項 営業外費用 68,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額51,586千円は当年度分損益勘定留保資金31,380千円及び過年度分損益勘定留保資金20,206千円で補てんするものとする。）。

収入

- 第1款 資本的収入 77,781千円
- 第1項 企業債 40,000千円
- 第2項 出資金 16,981千円
- 第3項 建設助成金 20,800千円

支出

- 第1款 資本的支出 129,367千円
- 第1項 建設改良費 60,800千円
- 第2項 企業債償還金 68,567千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
工業用水道事業費に充	40,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金	10以内	借入年度から5年すえ償還する

<p>運用部、郵政省その他のより借り入れたるものとする。 ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができらる。</p>	<p>ものとす。 ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えることができる。</p>
--	---

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、70,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 64,831千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営健全化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、33,579千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

昭和52年度鳥取県管理立事業会計予算

(総則)

第1条 昭和52年度鳥取県管理立事業会計の予算は、次に定めるところに

よる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 米子港旗ヶ崎地区埋立地売却面積	11ヘクタール
(2) 米子港旗ヶ崎地区埋立事業 工事費	870,382千円
(3) 境港外港竹内地区埋立事業 工事費	2,785,850千円

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 埋立事業収益 913,953千円

第1項 営業収益 913,933千円

第2項 営業外収益 20千円

支 出

第1款 埋立事業費 766,158千円

第1項 営業費用 733,443千円

第2項 営業外費用 32,715千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 658,822千円は当年度分損益勘定留保資金658,822千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 3,656,208千円

第1項 企業債 3,603,000千円

第2項 他会計からの長期借入金 1,198千円

第3項 建設収入 52,010千円  
支 出

第1款 資本的支出 4,315,030千円

第1項 建設改良費 3,657,430千円

第2項 企業債償還金 437,600千円

第3項 他会計からの長期借入金償還金 220,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埋立事業費に充当	3,603,000千円	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省その他より借り入れするものとする。	10%以内	借入年度から2年すえ置き、その後5年間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,208,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費

の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 114,069千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

昭和52年度鳥取県営観光施設事業会計予算

(総則)

第1条 昭和52年度鳥取県営観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 観光施設事業調査費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額133,900千円は、一時借入金で措置するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 134,900千円

第1項 他会計からの長期借入金 1,000千円

第2項 他会計からの借入金 133,900千円

支 出

第1款 資本的支出 268,800千円

第1項 建設改良費 41,100千円

第 2 項 企業債償還金 99,800千円

第 3 項 他会計からの借入金償還金 133,900千円

(一時借入金)

第 4 条 一時借入金の限度額は、133,900千円と定める。

昭和52年度鳥取県宮病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 昭和52年度鳥取県宮病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病 床 数 692床
- (2) 年間入院患者数 223,745人
- (3) 年間外来患者数 283,041人
- (4) 一日平均入院患者数 613人
- (5) 一日平均外来患者数 953人
- (6) 主要な建設改良事業
  - 医師公舎 49,431千円
  - 医療機器備品 77,000千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、中央病院建設企業債償還利子158,848千円は、一般会計から借り入れる。

収 入	
第 1 款 病院事業収益	4,245,606千円
第 1 項 医業収益	3,788,876千円

第 2 項 医業外収益 456,730千円

支 出

第 1 款 病院事業費用 4,712,641千円

第 1 項 医業費用 4,352,698千円

第 2 項 医業外費用 359,943千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 資本的収入 2,288,021千円

第 1 項 出 資 金 182,846千円

第 2 項 他会計からの借入金 1,984,325千円

第 3 項 固定資産売却代金 5,850千円

第 4 項 企 業 債 115,000千円

支 出

第 1 款 資本的支出 2,288,021千円

第 1 項 建設改良費 139,709千円

第 2 項 企業債償還金 291,664千円

第 3 項 他会計からの借入金償還金 1,856,648千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業費	115,000千円	証券借入れ又は証券発行の方法により資金	10%以内	借入年度から5年すえ置き、以後25年度間に償還す
に充当				

	<p>運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。 ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。</p>	<p>るものとする。ただし、県財政その他の都合により、すえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上げ償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。</p>
--	--	--

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,501,369千円

(2) 交際費 320千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補助の目的

(1) 看護要員の確保に要する経費にあてるため 125,448千円  
(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,149,205千円と定める。